

## 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程等についてに対する意見

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>2. (2)②イ 高圧ガスの処理能力の合算規定の見直しについて【基本通達】関係 「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)」中、法第5条関係(1)1(イ)「同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実である場合」に適合する場合、処理能力を「合算」しなくても良いというのは、(ロ)の独立非連結設備と同様に事業所全体の処理能力の合計値は変更なく、別々の製造施設として存在しつづけるという意味なのか。あるいは、一連の製造施設ではあるが処理能力を重複して計算しない、事業所全体の処理能力の合計値は減少するという意味なのか。後者の意味の場合、「合算」という言葉は馴染まないのではないか。 また、「同一の処理設備」とは、処理能力の異なる同種の処理設備も含むのか。あるいは、同じ処理能力、同種の処理設備のこのみを指すのか。</p>	<p>本改正は、一連の製造施設の中で処理能力が同じで同種である処理設備が並列に設置され、同時に稼働できないことが確実である場合には処理能力を合算しなくてもよいとするものです。本内規においては、事業所の処理能力を各々の処理設備の処理能力を合算することを定めており、今回の改正はその方法を定めるものです。</p>
2	<p>2. (2)②イ 高圧ガスの処理能力の合算規定の見直しについて【基本通達】関係 1 第5条関係(1)①の文中の「ただし、次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合について…」とありますが、「(イ)又は(ロ)」ではないでしょうか。 2 第5条関係(1)①(ハ)は、第5条関係(1)①(ロ)ではないでしょうか。 【理由】 1 「(イ)及び(ロ)」ということは、今まで運用解釈(内規)の第5条関係(1)①のみに該当している設備においては、新たに追加された「(イ)同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実である場合」でないと、法第5条第1項の許可を受け直す必要があるため。 2 誤記で間違いはないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、(イ)又は(ロ)のどちらかに該当する場合には合算しなくてもよいとするものです。</p>
3	<p>2. (2)②イ 高圧ガスの処理能力の合算規定の見直しについて【基本通達】関係 第5条関係(1)①(イ)「同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実である場合」とあるが、その設備が予備設備であって通常使用する設備と同時に使用できない設備であっても、「製造施設の処理能力を合算しない場合、当該製造設備は法第5条第2項の適用を受けるものとする。」に該当するのでしょうか。(並列に設置され、同時に稼働できない予備設備も第2種製造者の届出が必要なのか。) 【理由】 以前の個別通達「高圧ガス処理能力の算出について(昭和50年9月10日)※平成10年保安第26号により廃止」によると、三(7)(二)中に「処理設備のうち同一箇所に複数の設備を設置し予備設備とする場合にあつては、予備設備の処理能力は合算しないものとする。ただし、予備設備であつても通常使用するものと同時に使用することがある場合については、この限りでない。」とあり、現在、同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実であると確認できた場合のみ、既存の運用解釈(内規)の第5条関係(1)中の「・設備自体の実際に稼働する1日(24時間)の能力によるものとする。」を適用し、予備設備の処理能力は合算しておらず、また法第5条第2項の適用ではなく、法第5条第1項を適用しているため。</p>	<p>第5条関係(1)①のなお書きの「製造施設の処理能力を合算しない場合、当該製造設備は法第5条第2項の適用を受けるものとする。」は、いわゆる独立非連結の小規模の設備の扱いを規定したものであるため、今回追加する(イ)「同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実である場合」には適用しません。そのことが明確になるよう当該なお書きが(ロ)のみが対象となる規定ぶりとなりました。</p>
4	<p>2. (2)②イ 高圧ガスの処理能力の合算規定の見直しについて【基本通達】関係 第5条関係(製造の許可等)(1)法第5条第1項第1号の設備の処理容積の算定は、(略) ①事業所(冷凍事業者を除く)(略) ただし、次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合については、この限りではない。 (イ)同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実である場合 における、「同時に稼働できないことが確実である場合」に「電氣的制御(いわゆるインターロック)による方法」は該当するのでしょうか？ (理由) 水素スタンドにおいて、液化水素ポンプの二次側に蒸発器を並列で設置して切り替えて使用する場合、高圧・超低温の液化水素で利用できる三方弁は存在しないため、電氣的制御(インターロック)で切り替えることとなります。この方式で処理設備を切り替える場合も、「同時に稼働できないことが確実な場合」に該当し、処理設備の処理能力の合算は必要のないことを明示頂きたく存じます。</p>	<p>本改正における、(イ)「同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実である場合」においては、同時に稼働できないことが確実であればその対応方法は限定しておりません。</p>
5	<p>2. (2)②ハ 燃料電池自動車への緊急充填に係る届出の明確化【基本通達】関係 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について(内規)の改正案 第12条の3関係のうち、「都道府県知事」を「都道府県知事若しくは指定都市の長」とすべきと思慮する。 (理由) 平成29年11月15日付け経済産業省令第83号の公布により、第8条の2第2項第2号へ中、「都道府県知事」が「都道府県知事若しくは指定都市の長」に改正されたため。</p>	<p>ご指摘のとおり、指定都市の長の権限に対応した規定ぶりいたします。</p>

6	<p>2. (2)②ホ 水素スタンドにおける散水方法の合理化について【一般則例示基準及びコンビ則例示基準】関係  一般則例示基準59の3 4.2(2)において、「、、、この場合、貯水槽等を介さず上水道から水噴霧装置又は散水装置に直接供給する場合にあっては、30分以上連続して放射できるものとみなす。」と上水道からの供給をお認め頂きありがとうございました。  水質が確保され、30分以上の連続放水が可能な場合のその他の水源(例えば、井戸水、工業用水、再生水等)の利用も可能なよう記載頂きたくお願い申し上げます。  理由:現在の水素ステーションの散水用貯水槽においても、地方によっては、井戸水を使用しているケースがございます。定期的な散水テストにおいても噴霧ノズルの目詰り等もなく使用に問題ないことが確認されております。  工業地域に隣接して水素スタンドを設置する際には、工業用水の方が使用量を多く水量を確保し易いケースが考えられます。水質を確認した上での使用をお認め頂きますよう宜しくお願い申し上げます。</p>	<p>本改正の技術的根拠となる検討において、上水道の水質を基本に検討したため、例示基準上の書きぶりは上水道とさせていただきます。  ただし、例示基準は技術基準の要件を満たす技術的内容の例示であり、当該規定の趣旨から、上水道以外でも同様に水量等の問題がないという技術的根拠があれば、それに基づき自治体が例示基準と同程度として技術基準に適合すると判断することは可能です。</p>
7	<p>2. (3)認定事業者等の認定内規の見直し【認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について及び特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について】関係  認定取消し要件の住民避難について  行政側が予防的住民避難を行った場合は対象外とすることを明記していただきたい。  イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたとき  但し、予防的な避難を除く ←追記(案)  理由  災害が発生した際、行政側が空振りを恐れず、躊躇なく住民避難を実施することが重要であることは理解しております。  予防的な住民避難の場合  ・早期に避難を開始することにより長時間の避難になる可能性があります。  ・爆発災害を想定すると避難対象が広範囲となり多数の避難となる可能性があります。  住民の安全に配慮し、より早期より広範囲の予防的避難を行うほど認定取消条件に該当することになり、事業者が不利益を被るようになる。</p>	<p>今回の改正は、認定取消要件があることにより、行政側の行為である住民避難勧告を躊躇する恐れがないようにするため行うものです。  個々の事案について、認定取消要件に該当するかどうかは慎重に判断していきたいと考えております。</p>
8	<p>2. (3)認定事業者等の認定内規の見直し【認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について及び特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について】関係  これについて、別紙資料特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について(内規)(案)において意見すべき所があったので、意見をを行う。  特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について(内規)(案)21頁目～  これらの各様式について、「法人番号(法人の場合)」という法人番号記載欄の追加を行うべきであると考えている。であるので、その欄を追加していただきたい。  (法人番号の記載があると、行政機関等(基本としては所管省庁であるが、場合により捜査機関や税務署、地方公共団体、あるいは市民やオンブズマン、裁判所等含む)における効率の向上に資するのではないかと考える。(なお、13桁の法人番号の記入は、プリンターによる印字や数百円で作れるゴム印(数百円で作成可能である)等で簡単に行えるものである。基本として特段負担となる事は無いはずである(様式中では、唯一、高圧ガス保安協会がこの記入を行う際に多少の手間をかける必要が出てくるのであるが、おそらく事業者の内部的には調査証番号と紐付いた形で管理されているので、電子的な支援手段を用いる場合はそこまでの負担とならないのではないかと推測する。))  そして、様式の項目についてであるが、「名称(事業所の名称を含む。)」は記入欄を2つに分けて「名称」と「事業所名称(他に無い場合は本店と記入)」にし(会社の商号と事業所名称を同じ欄に書くのは不適切なはずである。),「事務所(本社)所在地」は「本店住所」にすべきである(元々の記述は登記上の本店住所を書く事を意図しているのだと思われるのであるが、であればより直接的にすぐにそう分かる書き方をすべきである。),その様に変更されたい。  また、合わせ備考欄において、  X 名称には登記上の会社法人名称等を記載すること。(法人でない場合は税務署に届ける事業者名称)  X 本店住所には登記上の本店又は主たる事務所等の住所を記載すること。(法人でない場合は税務署に届ける事業者住所)  という注意書きの追加を行うのが良いのではないかと考える。  事業者なのであるから、公の登記情報等と同じ適切な情報を公務所(又は認定ある協会)に届けるべきはずであるが、であるので上記の様な文言等の修正(及び法人番号記載欄の追加)が必要であると考えている。  ひょっとすると、これまで事業者の調査についていい加減な管理が行われていたのではないかとこの見方もしてしまうのであるが、名称には法人名称、事務所(本社)所在地には本店住所、という様な、公的・法的に適切な記述が調査申請者等によりなされるよう、そのための措置(要するに、様式(及び対応する規則の項)の修正)を行っていただきたいと考える。  (いやしくも行政機関たるもの、法制度が適切に運用され、関係各事業者が法令を守って事業を行いまだ適切に届出等をするようにはからうべきであるが、示された様式ではそれが行いにくい様になっているので、改めていただきたい。)</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>